

議案第七号

議會議員の報酬及費用弁償に関する條例の一部を改正する
條例について

議會議員の報酬及費用弁償に関する條例(昭和三年三朝町
条例第九号)の一部を別紙のよりに改正するものとする

昭和三十七年一月二十九日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十七年一月十九日原案可決

三朝町議會議長

矢田秀雄



議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年)の一部分を次のよ
うに改正する

第一条中

「議長	月額	九五〇〇円以内	とあるを	「議長	月額	一四六〇〇円以内
副議長	「	七〇〇〇円以内	とあるを	副議長	「	一一七〇〇円以内
議員	「	六〇〇〇円以内	とあるを	議員	「	九四〇〇円以内

改める。

第五条第二項中「百分の七十五」とあるを「百分の九十五」と、「百分の百五十」とあるを「百分の百七十」と改める。

附則

この条例は公布の日から起算して、昭和三十一年一月一日から適用する。